

第4章 優先的に推進する取組



八代の冬を寄り添って過ごすナベヅル

第4章 優先的に推進する取組

第1節 個別実行計画の考え方

1. 効果的な施策の展開

本計画に掲げる基本施策や各事業を効果的に推進していくためには、事業の実施状況や環境の現状を把握したうえで、本市の目指す環境像「豊かな自然をはぐくみ未来へはばたくまち周南」の実現に向けた適切な進行管理が必要です。

また、多岐に渡る環境問題と他の政策課題との間には、相互に関連する内容も多くあるため、個別に推進するよりは総合的に広い視野を持って進めることが大切ですが同時に、一つの目標を達成することが事業間の相乗効果を高めることも期待できます。

そのため本計画では、15の基本施策ごとに数値目標と成果指標を設定し、具体的な政策目標を掲げ、取り組む施策の方向性や事業の関連付けを分かりやすく示すとともに、事業の検証や問題解決に向けた方策を検討することとしています。

さらに、優先度が高い3つの取組を「個別実行計画（アクションプラン）」として位置づけ計画全体の推進力を高めます。

2. 優先して進める取組の方向性

本計画では、5つの基本方針のもと15の基本施策と44の推進施策に則り、各種事業を展開することで、環境に配慮したまちづくりの実現を目指すこととしています。

これらの施策を円滑に推進し最大の効果を上げるために、環境の現状や国・県の動向などを踏まえたうえで、環境保全への重要性の高い取組を優先して進めるなど、メリハリの効いた計画の推進を図ります。

多面的機能支払交付金事業
(水辺の教室)



3. 個別実行計画（アクションプラン）

環境基本条例に基づき、本計画の効果的な推進を図るための優先的な取組として、地域特性や個別の課題解決に向けた3つの「個別実行計画」（アクションプラン）を次のとおり設定します。

Action 1 『地球温暖化を防止する取組』

【環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの構築】

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出削減を図るため、自家用車の利用を控えた環境にやさしい交通行動や家庭で実践するエコ活動の普及啓発など、身近なところから取り組む、環境にやさしいライフスタイル・ワークスタイルの構築に向けた施策を推進します。

関連施策：「公共交通機関の利用促進」、「おもしろエコ川柳による啓発」、「地産地消の推進」、「水素学習室を活用した情報発信」など

Action 2 『快適な環境を維持する取組』

【飼い主のいない犬や猫による被害の防止】

人と動物が幸せに暮らす社会の実現のため、県や警察、地域との連携により、無責任な飼い主による犬や猫の多頭繁殖や飼育放棄を防止するとともに、むやみなエサやりを禁止し、飼い主のいない犬や猫による被害ゼロを目指します。

関連施策：「野犬対策」、「犬・猫不妊去勢手術費補助金」、「ワンワン銀行（飼犬の子犬譲渡会）」など

Action 3 『豊かな自然環境を保全する取組』

【森林や農地、海辺などの自然環境の保全】

本市が有する森林や河川、海辺などの豊かな自然環境を保全するため、農林水産業の振興による農地や森林、海岸などの維持管理、地元地域の皆さんやボランティアによる清掃活動への支援、また、豊富な森林資源を活用した木質バイオマス材の生産など、自然環境の適正な保全を図ります。

関連施策：「多面的機能支払交付金事業」、「公有林保育事業」、「木質バイオマス材の生産」、「藻場・干潟保全活動支援事業」など

第2節 アクションプランの目標

1. 効果的な施策の展開

個別実行計画（アクションプラン）の評価や検証を行い、効果的に施策を展開するために、次のように評価指標と数値目標を掲げます。

Action 1 『地球温暖化を防止する取組』の指標と数値目標

指 標	現状値（基準年）	目標値	指標の説明
	平成 30 年度	令和 6 年度	
「おもしろエコ川柳」応募者数	374 人	400 人	「おもしろエコ川柳」の応募者数

Action 2 『快適な環境を維持する取組』の指標と数値目標

指 標	現状値（基準年）	目標値	指標の説明
	平成 30 年度	令和 6 年度	
野犬による被害件数	66 件	0 件	市内で発生した野犬による被害件数

Action 3 『豊かな自然を保全する取組』の指標と数値目標

指 標	現状値（基準年）	目標値	指標の説明
	平成 30 年度	令和 6 年度	
多面的機能支払協定面積	813ha	813ha	集落協定面積

コラム 7

『新エネルギー』

「新エネルギー」とは、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法では、非化石エネルギーのうち「経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なもの」として、政令で10種類が指定されています。これが狭義の新エネルギーであり、現在、国の政策として、特に推進すべきものとされています。

この狭義の新エネルギーに大規模水力等を加えた「再生可能エネルギー」と、再生可能エネルギーの普及、エネルギー効率の飛躍的向上、エネルギー源の多様化に資する新技術であって、その普及を図ることが特に必要なものに分類される燃料電池、クリーンエネルギー自動車などの「革新的なエネルギー高度利用技術」の両者を併せたものが広義の新エネルギーとして位置づけられています。

種 類	概 要
太陽光発電	太陽の光が持つエネルギーを、太陽電池で直接電気に変えます。
風力発電	風の力で風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起します。
バイオマス発電	動植物などの生物資源（バイオマス）をエネルギー源として電気や熱をつくります。
バイオマス熱利用	
中小規模水力発電	農業用水路や小さな河川を利用する、出力が1,000kW以下の水力発電です。
地熱発電（バイナリー方式に限る。）	地下に蓄えられて地熱エネルギーを蒸気や熱水などの形で取り出し、タービンを回して発電します。
太陽熱利用	太陽の熱エネルギーを屋根の上などに置いた周熱器で集めて、給湯や冷暖房に利用します。
雪氷熱利用	雪や氷の冷熱エネルギーを「冷房」や「冷蔵」に利用します。
温度差熱利用	海水や河川水が持つ「温度差エネルギー」を、ヒートポンプを使って利用します。
バイオマス燃料製造	バイオマスを加工し、さまざまな燃料として利用します。 (例) 木くずや廃材からチップやペレット、さとうきびやとうもろこしからメタノール、家畜のふん尿からメタンガスなど



出典：資源エネルギー庁

(出典：一般財団法人 新エネルギー財団 ホームページ)

『低炭素水素サプライチェーン』

水素は利用時に二酸化炭素を排出せず、燃料電池等を活用することで、高率的に電気・熱を取り出すことが可能であるため、温暖化対策上も重要なエネルギー源です。特に、水素の製造段階でも再生可能エネルギー等を活用することで、製造から利用までのトータルで、より低炭素なエネルギー源となります。

水素を身近なエネルギーとして活用する「水素社会」の実現と、それによる温室効果ガスの大幅削減に向けて、燃料電池自動車・燃料電池フォークリフト・水素発電等の様々な水素利用の取組が国内外で行われています。

水素社会の実現のイメージ



(出典：環境省 ホームページ)